

## 新居浜市市民文化センター基本計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 新居浜市市民文化センターの再整備に係る基本計画を策定するため、新居浜市市民文化センター基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 新居浜市市民文化センター基本計画の策定に関する事項
- (2) その他新居浜市市民文化センターの再整備に関し必要な事項

### (組織)

第3条 策定委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市内の各種団体・組織・機関から推薦を受けた者
- (2) その他市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から新居浜市市民文化センター基本計画の策定日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 策定委員会は、委員の過半数の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (事務局)

第7条 策定委員会の事務は、企画部文化スポーツ局文化振興課で処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、新居浜市市民文化センター基本計画の策定日限り、その効力を失う。